



はい！こちら消費生活センターです

令和3年7月6日以降

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になりました！

注文していないにも関わらず、自分宛てに届いた商品で困っている相談がセンターに多く寄せられています。特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分が可能になりました。本センターでも以前から、商品が送り付けられた場合の対処方法として、受取拒否などの助言をしてきましたが、独居の祖母への孫からのプレゼントだったという事例もありますので、送り主の氏名を確認することも必要です。

さて、令和3年の特定商取引法の改正によって、売買契約に基づかないで送付された商品に関するルールはどのように変わったかみていきましょう。
○改正前の規定では注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送付された商品について消費者は、その商品の送付があった日から起算して14日が経過するまでは、その商品を処分することはできませんでした。今回の改正により、事業者は送付した商品について直ちに返還請求できなくなるため、注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分できるようになりました。

このような一方的な送り付け行為への対応のポイントは次のとおりです。

- ① 商品は直ちに処分可能です。
- ② 事業者から金銭を請求されても支払不要です。
- ③ 誤って支払ってしまったら、その金銭については返還請求することができますので、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ(電話又は来所)

☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188(いやや!)番もご利用ください。

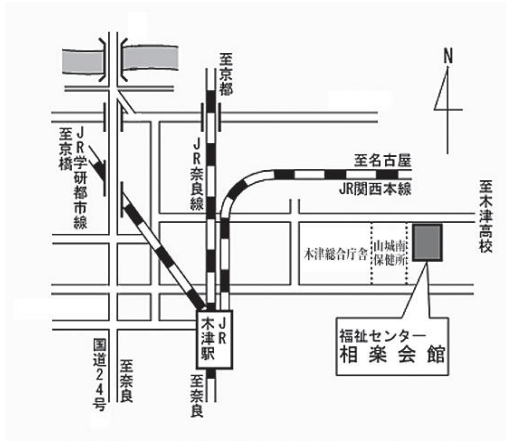
相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東口から徒歩約5分)

※土曜・日曜・祝日(年末年始除く)は075-811-9002(電話のみ)



相談すれば 楽になる